

知の市場奨励賞の選考経緯と選考結果

1. 奨励賞の選考経緯

(1) 奨励賞規定の制定

7月6日に開催された第3回知の市場協議会において「奨励賞の授与に関する規定（別紙1）」を制定した。また12月2日の第4回知の市場協議会において「奨励賞の選考基準に関する要領（別紙2）」を制定した。

(2) 受賞候補者の推薦と選考

1) 第一区分の受賞候補者

- ① 奨励賞の授与に関する規定第5条に基づいて、10月28日に協議会委員全員に受賞候補者の推薦を依頼した結果、10機関から回答があった。
- ② 受賞候補者として推薦のあった個人1名について、知の市場における自己研鑽やその成果を活用する活動の視点から受賞者の選考を行い、第4回知の市場協議会において審議し第2回知の市場評価委員会において確認した。

2) 第二区分の受賞候補者

- ① 奨励賞の選考基準に基づいて、2004年度から2010年度に知の市場の活動に参画し、かつ2011年度以降も活動の展開が期待される開講機関、連携機関を対象にして活動実績調査を行った。
- ② 開講機関と連携機関の4機関について、人材育成や教養教育の発展及び知の市場の発展に資する活動の視点から受賞者の選考を行い、第4回知の市場協議会において審議し第2回知の市場評価委員会において確認した。

2. 意向確認と受講者の決定

(1) 意向の確認

知の市場会長が受賞候補者である1個人及び4機関に対して受賞を受諾する旨の意向を確認するとともに2011年3月1日に開催する第2回年次大会において行う奨励賞伝達式への出席についても確認した結果、1政府系の機関が所管省の了解の取り付けが煩雑で難しいとの理由で受賞を辞退したが、他の1個人及び3機関は受賞を受諾するとの回答があった。

(2) 受賞者の決定

意向の確認結果を踏まえ、知の市場会長は次の1個人及び3機関を受賞者と決定した。

1) 第一区分の受賞者

受賞者	受賞理由
河端 茂	2006年度から複数の関連講座を受講しつつ、2008年度に共催講座である「リスク学特論」を受講し、優れた成績評価（A）を修めるとともに、ここで得られた学習成果を所属組織のみならず産業界や社会に広く伝える活動やこれを活かして規範策定や事故情報の開示に資する活動を継続的に実践しており、今後さらに知の市場や社会の発展に資する活動の展開が期待される。

2) 第二区分の受賞者

受賞者	受賞理由
国立感染症研究所	感染症に関する総合的な専門機関の有志を組織し、渡邊治雄氏の尽力により2004年度から連携機関として感染症及び感染症対策に関する科目を開講している。また2010年度からは大学院の連携大学院となり2011年度から大学院の講義を担当するなど、今後とも人材育成と教養教育の発展及び知の市場の発展に資することが期待される。
化学工学会 SCE・Net	実社会における経験を有する技術者を組織し、「現場基点」を念頭に、溝口忠一氏の尽力により2005年度から連携機関として公害・環境、エネルギー、化学工業などの分野の科目を開講するとともに、2009年度から山崎徹氏の尽力により開講機関として機能している。さらに2011年度には新規科目を加えて拡充するなど、今後とも人材育成と教養教育の発展及び知の市場の発展に資することが期待される。
主婦連合会	消費者運動に係る有志を組織し、佐野真理子氏の尽力により2005年度から連携機関として消費者運動に関する科目を開講するとともに、2008年度から開講機関として、若月壽子氏の尽力により製品安全や食品安全に係る科目を開講している。さらに2011年度から化学物質管理の分野の新たな科目を開講するなど、今後とも人材育成と教養教育の発展及び知の市場の発展に資することが期待される。

別紙 1

奨励賞の授与に関する規定

(総則)

1. 本賞は名称を「知の市場奨励賞（ 年度）」とし、授与についてはこの規定の定めるところによる。

(目的)

2. 本賞は、知の市場における自己研鑽やその成果を活用する活動を奨励するとともに、人材育成や教養教育の発展及び知の市場の発展に資する活動を奨励することを目的とする。

(対象)

3. 本賞は、前項の目的に貢献した受講者、講師、開講機関、連携機関などの個人又は団体を対象とする。

(賞)

4. 本賞は、賞状を受賞者に授与する。
なお、会長が特に認めた場合には副賞を贈呈することができる。

(候補者の推薦)

5. 協議会における選考の審議に先立ち、協議会会員、その他知の市場の活動に関わる者は会長に対して受賞候補者の推薦を行うことができる。

(受賞者の選考)

6. 本賞の受賞者の選考は、協議会において審議し、評価委員会において確認する。

(意向の確認)

7. 会長は、開講機関や連携機関などの協力を得て受賞候補者に対して受賞を受諾する旨の意向の確認を行う。

(受賞者の決定)

8. 受賞者の決定は、会長が行う。

(名義)

9. 奨励賞の名義は知の市場会長名とする。ただし、開講機関や連携機関の推薦を受けた受賞者については、当該機関の長との連名とする。

(授与)

10. 奨励賞の授与は、年次大会における伝達式で行う。

(賞の名称)

11. 本賞の日本語名は「知の市場奨励賞（ 年度）」、英語名は「Award for Encouragement : Free Market of ・by ・for Wisdom（ 年度）」とする。

なお、賞の名称に、受賞理由に応じた名称を付加することができる。

奨励賞の選考基準に関する要領

奨励賞規定第 2 条に定める目的に基づいて、下表の左欄に掲げる区分毎に右欄の通り選考基準を定める。

区分	選考基準
1. 知の市場における自己研鑽やその成果を活用する活動 (対象：個人)	1. 知の市場で受講し、特に優れた成績評価 (S) を修めるとともに、学習成果を実社会に活かす優れた活動を実践しており、今後さらに知の市場や実社会の発展に資する活動の展開が期待される。 2. 知の市場で受講し、優れた成績評価 (A) を修めるとともに、学習成果を実社会に活かす特に優れた活動を実践しており、今後さらに知の市場や実社会の発展に資する活動の展開が期待される。
2. 人材育成や教養教育の発展及び知の市場の発展に資する活動 (対象：団体、個人)	1. 知の市場の活動に 5 年を超えて参画し、人材育成や教養教育の発展に実績をあげるとともに、今後さらに知の市場や実社会の発展に資する活動の展開が期待される。 2. 人材育成や教養教育の活動に 5 年を超えて参画し、知の市場の発展に顕著な実績を上げるとともに、今後さらに知の市場や実社会の発展に資する活動の展開が期待される。